

表 450 労働力類型別被保護世帯数

生活保護は、世帯の人員や年齢等の構成によって最低生活費を算出し、収入が最低生活費を下回る場合に不足額を支給するものである。働いている者のいる世帯を就労の形態別に集計したものである。

平成 25 年度月平均

	総 数	働いている者のいる世帯（稼動世帯）						働いている者のいない世帯
		世帯主が働いている世帯				世帯員が働いている世帯	小 計	
		常用労働者	日雇労働者	内 職 者	そ の 他 の 就 業 者			
全 市	23,974	3,294	228	49	206	710	4,488	19,487
構 成 比	100.0	13.7	1.0	0.2	0.9	3.0	18.7	81.3
川 崎	4,806	371	82	9	13	67	543	4,263
大 師	2,087	281	24	0	4	34	343	1,744
田 島	2,166	250	13	3	9	54	329	1,837
幸	3,418	518	26	5	18	111	678	2,740
中 原	2,295	348	17	6	43	65	479	1,817
高 津	2,644	467	15	4	35	107	628	2,016
宮 前	2,284	355	15	16	48	115	548	1,736
多 摩	2,835	470	28	6	23	103	631	2,204
麻 生	1,440	233	8	1	15	53	310	1,130

注) 月平均の数値は、各項目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計値と突合しない場合があります。

資料：生活保護・自立支援室